

笛吹市プレミアム付商品券発行事業 実施要領

1. 目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

2. 名称

本商品券の名称は、「笛吹市プレミアム付商品券」とする。

3. 実施主体

笛吹市

4. 販売期間

令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）

5. 商品券の使用有効期間

令和元年10月1日（火）～令和2年3月1日（日）

6. 発行予定数

68,000セット（13,600×5セット）

【内訳】	対象者数	低所得者	12,000
		子育て世帯	1,600

7. 商品券の販売所等

笛吹市内の郵便局（10店舗）において土・日・祝日を除く営業時間内に販売。

販売所名	住所	販売時間
石和郵便局	笛吹市石和町市部458	午前9時から午後7時まで
石和駅前郵便局	笛吹市石和町駅前2-5	午前9時から午後5時まで
富士見郵便局	笛吹市石和町東高橋319-1	午前9時から午後5時まで
御坂郵便局	笛吹市御坂町栗合88	午前9時から午後5時まで
上黒駒郵便局	笛吹市御坂町上黒駒858-6	午前9時から午後5時まで
一宮郵便局	笛吹市一宮町一ノ宮987-1	午前9時から午後5時まで
八代郵便局	笛吹市八代町南741	午前9時から午後5時まで
境川郵便局	笛吹市境川町石橋2294-3	午前9時から午後5時まで
春日居郵便局	笛吹市春日居町別田17	午前9時から午後5時まで
中芦川郵便局	笛吹市芦川町中芦川643	午前9時から午後5時まで

8. 販売単位

券種は、500円商品券のみ。

10枚綴り（利用金額5,000円）を1冊とし、1冊単位（4,000円）で販売。

9. 購入限度

1人あたりの購入は、20,000円（5冊）を限度。

10. 商品券取扱事業所

商品券の取扱事業所は、笛吹市内に店舗・事業所等を有する事業者とする。なお、地域における消費を喚起・下支えするための事業であるため、市外に本店、支店或いは店舗・事業所等がある場合は、市内のみの店舗・事業所等とする。

本事業に賛同し、商品券の利用者へ商品の販売、サービスの提供を行うことを希望する店舗・事業所等は、所定の申請書を提出し、登録することにより、商品券取扱事業所となる。

ただし、消費の健全な拡大の観点から風俗関連業種など、本事業に沿わないと認められる事業を営む事業所は、上記の規定に關わらず取扱事業所となれない。

11. 取扱店の登録

前項に該当し、取扱いを希望する店舗・事業所等は、「笛吹市プレミアム付商品券取扱事業所登録申請書」を笛吹市役所観光商工課に提出する。

登録申請期間は、令和元年7月8日（月）～7月26日（金）。

その後は、隨時、申請を受け付けるが、取扱事業所一覧表に掲載できないことがある。

取扱事業所には「笛吹市プレミアム付商品券取扱事業所登録証」（以下、登録証）を発行する。

12. 取扱事業所登録料

無 料

13. つり銭

つり銭は出さない。

14. 利用できない商品等

①不動産や金融商品

②たばこ

③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑤国税、地方税や使用料などの公租公課

15. 商品券の換金方法

(1) 使用済み商品券の持込場所

(一社) 笛吹市観光物産連盟 (笛吹市役所観光商工課内)

午前 9 時から午後 5 時

(土、日、祝日及び 12 月 28 日～1 月 3 日を除く)

※ただし、市内に支店、営業所等が複数ある場合には、取りまとめて、一括して持込むこと。

(2) 換金の方法

換金申請書に使用済み商品券と登録証を添えて、持込期限日までに持参。事務局で確認・集計後、指定口座への送金。

(3) 月毎の締め日

下表の通り

(4) 送金日

下表の通り

締め日	持込期限日	送金日
10 月 31 日 (木)	11 月 11 日 (月)	11 月 20 日 (水)
11 月 30 日 (土)	12 月 10 日 (火)	12 月 20 日 (金)
12 月 31 日 (火)	1 月 10 日 (金)	1 月 20 日 (月)
1 月 31 日 (金)	2 月 10 日 (月)	2 月 20 日 (木)
3 月 1 日 (日)	3 月 10 日 (火)	3 月 19 日 (木)

16. 換金期限

使用済み商品券の換金は、持込が令和 2 年 3 月 10 日 (火) が最終期限。

期限を過ぎて持参した使用済み商品券は、換金できないので注意。

※必ず、期限内に持ち込むこと。

17. 事業の周知

8 月号の笛吹市広報、笛吹市ホームページ、(一社) 笛吹市観光物産連盟ホームページ及び、商品券取扱事業所の店頭にポスターを掲示して周知する。

18. 注意事項

- ①回収した商品券は、裏面に必ず取扱事業所の事業所名を記入する。(ゴム印の押印でも可)
- ②事業所名の記入及び押印された商品券は、他事業所で再び使用はできない。
プレミアム分は補助金であるため、直接消費に結びつかない使用は、補助金の横領等の犯罪となり、発覚した場合には罰せられることになる。
- ③その他、不正使用があった場合は、返還請求を行う。
- ④利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失等は、取扱事業所の責任となるので、取扱いには十分注意を払うこと。